

令和2年5月21日

兵庫県知事
井戸敏三様

公益社団法人 兵庫県看護協会
会長 成田康子

兵庫県看護連盟
会長 春江ハル子

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用による 看護職員等医療従事者に対する措置について（お願い）

平素は、本会・本連盟の運営に種々のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、このたびの新型コロナウイルス感染症への対応について、日夜ご尽力いただいていることに敬意を表し、深く感謝申し上げます。

国・県をあげて取組みいただいた結果、感染が確認される者が減少に転じるなど、収束に向けた兆しもみられるところですが、医療機関等に勤務する看護職員をはじめとする医療従事者は、自身が感染するかもしれない、媒介者になるかもしれないという不安や恐怖を感じながら職務に当たっており、今もなお非常に厳しい状況に置かれております。

つきましては、厳しい状況のもと、自らの危険を顧みず献身的に業務に当たっている看護職員等医療従事者の尽力に応えるため、このたびの国の補正予算で措置された「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の活用を念頭に、下記のとおり要望・提案させていただきますので、ご検討・ご対応の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1 新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」とします。）に対応する看護職員等医療従事者に対する危険手当等特別な手当の支給について

(1) 現状

私共からは、4月24日付けで「看護職員への危険手当」の要望を提出させていただき、その際、感染症患者を受け入れた医療機関等に患者1人あたり12,000円を補正予算として措置いただいたことと、感染症の重症者対応のための診療報酬が2倍とされたことをあわせて各施設で対応いただきたい旨の回答をいただいたところです。

しかし、診療報酬や県の入院医療機関への支援補助金は医療機関等の収入であり、感染症患者受け入れに伴う様々な業務負担や手術・外来等の診療が制限されることで医療機関等の経営状況が急激に悪化していること等から、運営に関する経費が優先され、看護職員等医療従事者（以下「看護職員等」とします。）の危険手当等には充当されていない可能性が高いです。

特に、看護職員の処遇が改善されず、看護職員が働き続けられる環境の整備が行われなければ、離職につながり、今後の第2波・第3波の感染拡大に向けて医療崩壊につながるものが懸念されます。このことは、訪問看護ステーションや福祉施設等においても同様です。

(2) 要望事項

最前線で医療・看護にあたっている看護職員等への支援策として、以下の手当額を県内で初めて感染者が確認された3月1日に遡って支給できるよう、措置をお願いします。

手当額

- 作業 1日当たり 3,000円
- 以下の作業に従事した場合には、1日当たり 4,000円
 - ・患者またはその疑いのある者の体に直接接触する作業
 - ・患者またはその疑いのある患者に長時間にわたり接して行う作業 等

2 感染症に直接対応する者以外の医療従事者全般に対する措置について

(1) 現状

感染症患者等を受け入れている医療機関等においては、一般病棟から感染症病棟への看護職員の異動により人員体制を強化して対応していることなどから、結果として、感染症患者に直接かかわらない看護職員等も、これまでにない厳しい環境での勤務を余儀なくされています。看護職員等全般の心身の負担増に対する措置が必要です。

(2) 要望事項

危険手当等の支給対象となる看護職員等に加え、それ以外の部署の看護職員等についても、特別・臨時の給付や上期（夏）の賞与の増額ないしは加算ができるよう、医療機関等に対する支援をお願いします。

3 感染症に対応する看護職員等が宿泊施設を利用する等により要した経費に対する措置について

(1) 現状

感染症の患者等に対応する看護職員等が、家族への感染を避けるために帰宅せず、ホテルに宿泊したり、また、医療機関等における体制確保に支障が生じないよう市中感染を避けるため通常と異なる通勤手段をとることにより、費用の負担を強いられています。医療機関等からの措置は難しい状況です。

(2) 要望事項

このような費用負担が生じた場合において、看護職員等が実際に負担した費用を所属する医療機関等ないしは個人あてに直接支援をお願いします。